

# レジオネラ検査

## Information

レジオネラ症は 死亡者が発生する 感染症です。衛生管理が適切かどうかを確認するため、厚生労働省や自治体の指針に従った検査が必要です。

## 身近に潜む危険、 レジオネラ症を予防しましょう

レジオネラ発見のきっかけは、1976年アメリカで起きた集団発生でした。フィラデルフィアのホテルで在郷軍人総会が開かれ、その参加者などから患者が発生しました。在郷軍人を Legion (レジオン) といい、これから、「レジオネラ症」という名前が付けられました。

レジオネラ症はレジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。乳幼児や高齢者、病人など、抵抗力が低下している人がかかりやすい病気で、レジオネラ肺炎とポンティアック熱に分けられます。

### レジオネラ肺炎

高熱、悪寒、筋肉痛、吐き気、意識障害等を主症状とする肺炎。時として重症になる場合もあります。

### ポンティアック熱

インフルエンザに似た非肺炎型熱性疾患。悪寒、発熱がみられ、一般に軽症で数日で回復します。

## レジオネラ属菌の基準値等の規定

### ◆「浴槽水」の水質基準

1. 濁度は、5度以下であること。
2. 過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L 以下であること。
3. 大腸菌群は、1個 /mL 以下であること。
4. レジオネラ属菌は、検出されないこと。  
(10CFU/100mL 未満)

### ◆検査回数

- ・毎日完全換水型浴槽 → 1年に1回以上
- ・連日使用型浴槽(循環式) → 1年に2回以上
- ・塩素消毒法でない浴槽 → 1年に4回以上

### ◆対象となる施設の水

- ・浴槽水
- ・原湯
- ・上がり用湯
- ・給湯水
- ・上がり用水
- ・遊泳用プール
- ・建築物などの冷却塔
- ・修景用水



レジオネラ菌

厚生労働省登録検査機関(食品衛生法・水道法)

 **CRC食品環境衛生研究所**

〒813-0062 福岡市東区松島5-7-6  
TEL 092-623-2211 FAX 092-623-2212

CRC食品

佐賀営業所 〒840-0023 佐賀市本庄町袋131-16 TEL 0952-27-0831  
長崎営業所 〒852-8002 長崎市弁天町1-21 TEL 095-864-7027  
諫早営業所 〒859-0405 諫早市多良見町中里129-9 TEL 0957-28-5031  
鹿児島営業所 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-2 TEL 099-253-2867



### 食品関連検査

食品微生物検査・商品抜き取り検査・保存試験・栄養成分分析・味覚分析・食物アレルギー検査・食品添加物検査・残留農薬検査・異物検査 など

### 衛生関連検査

衛生調査・腸内細菌検査・施設関連の微生物検査・ノロウイルス検査・ノロウイルスふきとり検査 など

### 水質関連検査

飲料水検査・ビル管理法水質検査・水道法20条検査・プール水検査・浴槽水検査・濃度計量証明(下水・排水・河川など)・ゴルフ場農薬検査

### 環境関連検査

ばい煙測定・ダイオキシン類測定・室内空気環境測定・温泉分析・作業環境測定(ホルムアルデヒド・エチレンオキシド・有機溶剤) など

# レジオネラ検査のご案内

## レジオネラ属菌の検査義務

レジオネラ症発生防止対策については、以下の関係条例や通知により規制され地方自治体により管理措置対策の監査が実施されています。

### ◆公衆浴場

「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知、健発第0214004号)の中に、定期的なレジオネラ検査を含む管理方法が盛り込まれています。

### ◆旅館業

「旅館業法」(昭和23年法律第138号)で規定された入浴施設を保有する旅館では、「公衆浴場法3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針」に基づいて、宿泊者の衛生に必要な措置として、定期的なレジオネラ検査を含む管理方法が盛り込まれています。

### ◆老健施設や社会福祉法人等の施設

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策について」(平成13年9月11日健衛発第95号)に基づいて、循環式浴槽を設置している場合には、定期的なレジオネラ検査を含む管理方法が盛り込まれています。

### ◆遊泳用プール等の施設

「遊泳用プールの衛生基準について」(平成13年7月24日付健発第774号厚生労働省健康局長通知)に基づく遊泳用プールの付帯設備として、循環式浴槽と同様の設備が設けられている場合にも、定期的なレジオネラ検査を含む管理方法が盛り込まれています。

### ◆冷却塔などを設置している建築物等の施設

「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」(平成11年11月26日生衛発第1679号厚生労働省生活衛生局長通知)に基づいて、空調設備の冷却塔及び冷却水、給水設備及び給湯設備、加湿装置、装飾用噴水等についてもレジオネラ属菌の増殖を抑制する措置を実施する必要があります。「新版レジオネラ症防止指針」にしたがって、定期的なレジオネラ検査を含む管理方法が盛り込まれています。

水質検査の結果は  
3年間の保管が義務づけられています

## レジオネラ属菌が検出された場合の対応

### ◆人が直接吸引する可能性が低い場合

100CFU/100mL (CFU: Colony Forming Unit) 以上のレジオネラ属菌が検出された場合、直ちに清掃・消毒の対策を講じる。対策実施後に再検査を行い、検出菌数が検出限界以下(10CFU/100mL未満)であることを確認する。

### ◆浴槽水、シャワー水等を人が直接吸引するおそれがある場合

レジオネラ属菌数の目標値を10CFU/100mL未満とし、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに清掃・消毒等の対策を講じる。対策実施後に再検査を行い、検出菌数が検出限界以下(10CFU/100mL未満)であることを確認する。

## レジオネラ属菌検査の検体取り扱い

滅菌容器(当社で準備)、500mLに1本、冷蔵保存。

※採水場所を必ず明記してください。(例: 1 F 男子浴槽、2 F 給湯器、4 F 加湿器)

### 所要日数

8営業日

### 検査料金

当社営業部までお問い合わせください。別途お見積りいたします。